

南島原市原城跡世界遺産センタープロモーション業務委託 プロポーザルにおける質問に対する回答票

NO	質問要旨	回答
1	仕様書4(1)(2)(3)(4)および公告第135号(4)業務内容①②③④それぞれに「別途実施する公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき」とあるが、本仕様書の提案とは別に、同内容の各プロポーザルが実施されるという事か、または別の意味か。	「 別途実施する 公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき」は「 本業務に係る 公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき」と読み替えてください。
2	チラシ、パンフレット等のプロモーションのための媒体について、配布先は指示があるものか、提案に含まれるか。	配布先については、提案に基づき配布先を決定したいと考えていますが、市として配布したい相手が他にもある場合には指示する場合もあります。
3	CM・PR用動画の放送について、テレビCMの出稿の優先度は、他の媒体への出稿より高めか。	提案において効果が高いと判断されるものの優先度が高くなります。
4	契約・支払い条件について ・契約金の支払いは「完了払い」のみか。 ・プロジェクト期間が長期にわたるため、着手金・中間金・完了金の3回分割請求が可能か。	前金払い、出来高払い、完成払いが可能です。ただし、出来高払いを請求する場合は出来高検査を実施することになります。
5	打ち合わせ・報告方法について ・定例打ち合わせや進捗報告はオンライン（Zoom等）による実施が可能か。 ・契約後の調整・確認も原則オンラインで対応できるか。	オンラインによる対応は可能ではありますが、原則、対面での打ち合わせ等を想定しています
6	成果物の権利・著作権について ・成果物（映像・デザイン・WEB等）の著作権はすべて市へ譲渡となる理解でよいのか。 ・受託者が自社実績として自社媒体や展示会等で紹介することは可能か。 ・第三者素材（音楽・写真・出演者等）を使用する場合、市との事前協議で対応可能か。	・権利及び著作権については、本市が後々成果品を使用する際に受託者の許可を得る必要があったり、何らかの制限がかかることを防ぐ目的があります。したがって、すべてを市に譲渡していただくわけではないと考えています。 ・受託者が実績として紹介することは差し支えありません。 ・本業務においては、第三者素材の使用は想定していません。 ※いずれの場合においても、具体的な内容は優先交渉権者決定後、双方で協議を行い契約までに決定します。また、契約後においても、必要に応じて市と受託者が協議を行い決定することとします。

南島原市原城跡世界遺産センタープロモーション業務委託 プロポーザルにおける質問に対する回答票

NO	質問要旨	回答
7	印刷物・配布物関連について ・チラシ・パンフレット等の最終仕様・部数・配布先は契約後の協議によって決定する認識でよいのか。 ・市から観光施設・旅行会社等への配布協力やリスト提供はあるか。 ・印刷・製造・放送費を含め、すべてを上限1,700万円以内で完結させる想定で正しいか。	・チラシ・パンフレット等の最終仕様・部数・配布先は、プロポーザルの優先交渉権者との契約までの協議によって決定したいと考えていますが、契約後においても双方協議のうえ変更することがあるものと考えています。 ・必要な協力は行いますが、観光施設・旅行会社等への配布は、本業務に含まれるものと考えています。配布先リストは、提案に基づき、市と受託者との協議・調整により決定します。 ・すべてを上限1,700万円（税抜き）以内で完結させる必要があります。
8	WEB・デジタル関連について ・WEBサイトやSNS運用に関して、既存ドメイン・サーバーを使用するのか、新規構築を想定しているのか。 ・契約終了後の引継ぎ方法（CMS操作説明や管理マニュアル等）の想定は。	・WEBサイトやSNS運用に関しては、新規構築を想定しています。 ・契約終了後の引継ぎ方法（CMS操作説明や管理マニュアル等）については、プロポーザルにおいてご提案ください。
9	映像・CM関連について ・放送費（TV・WEB広告）は契約金額内で対応する前提か。 ・放映局・期間・回数など、市側で事前に指定または指針を設けているか。 ・放映前の内容確認・承認は、どの部署（文化財課・広報担当等）が行う想定か。	・放送費（TV・WEB広告）は契約金額に含みます。 ・放映局・期間・回数などの指定または指針はなく、提案に基づき審査することになります。 ・放映前の内容確認・承認は、南島原市教育委員会文化財課が行います。
10	審査体制・評価について ・審査委員会の構成（外部有識者・行政職員などの割合）は。 ・「IV審査基準」に示された配点項目以外に、面接時の質疑応答や補足資料等が加算対象となる場合はあるか。 ・審査時に質疑が行われた場合、その内容は全参加者に共有されるか。	・審査委員会は南島原市プロポーザル審査委員会条例に基づき設置します。構成は公表いたしません。 ・「IV審査基準」に示した配点項目に沿って評価します。また、説明書（P3）にも記載していますが、提案書以外に補足資料等を配布することは認めていません。 ・審査時の質疑内容は参加者全員に共有は行いません。
11	スケジュールと契約調整について ・原城跡世界遺産センターの開業時期が変更となった場合、契約期間の延長や内容の調整は可能か。 ・関係機関（観光協会・旅行代理店・テナント等）との調整が必要な場合、市からの同行や紹介状発行などの支援はあるか。	・原城跡世界遺産センターの開業時期が変更となった場合、契約期間の延長は考えていませんが、内容の調整は可能です。 ・関係機関（観光協会・旅行代理店・テナント等）との調整が必要な場合、市として必要な支援を行います。

南島原市原城跡世界遺産センタープロモーション業務委託 プロポーザルにおける質問に対する回答票

NO	質問要旨	回答
12	名称・ブランディング関連について ・「原城跡世界遺産センター」は正式名称か。それとも仮称であり、愛称やロゴマーク等の開発も本業務範囲に含まれるか。 ・ロゴ・愛称開発や市民公募などのブランディング関連業務を行う場合、それらの広報・制作経費も上限1,700万円内で対応する想定か。 ・すでに基本デザイン（仮ロゴ・カラーガイド等）が存在する場合、共有いただけるか。	・「原城跡世界遺産センター」は、条例が未整備のため現時点では正式名称ではありません。愛称やロゴマーク等の開発は、提案をもとに実施が必要か判断しますが、実施する場合には、本業務範囲に含まれます。 ・ロゴ・愛称開発や市民公募などのブランディング関連業務を行う場合、それらの広報・制作経費も上限1,700万円（税抜き）内で対応することとなります。 ・基本デザイン（仮ロゴ・カラーガイド等）はありませんが、グッズなどで使用している既存デザインなどについては、必要に応じて契約後に共有いたします。
13	リスク・責任分担について ・SNS等での誤解や苦情対応など広報上のトラブルが生じた場合、初期対応は市が行う想定でよい。 ・責任分担の範囲や緊急時の連絡フローは。	・トラブルが生じた場合、初期対応は市が行うことになるものと想定しますが、その原因等によりその後の対応は変わるものと考えています。 ・責任分担の範囲や緊急時の連絡フローは、プロポーザルの優先交渉権者との契約までの協議によって双方で決定したいと考えています。
14	観光・宿泊連携および情報活用について ・市内・県内の宿泊施設や観光事業者（観光協会を含む）との連携・協力体制はあるか。 ・南島原市または観光協会が観光客・イベント参加者等に関する個人情報（DM・案内送付先等）を保有している場合、本プロモーション業務で活用することは可能か。	・市内・県内の宿泊施設や観光事業者（観光協会を含む）との連携・協力体制を構築するための業務を着地型プロモーション業務委託として別途実施することとしていますので、その受託者と本業務の受託者との連携は非常に重要だと考えています。なお、着地型プロモーション業務委託は、本業務と同時期に契約できるよう準備を進めています。 ・活用が可能な情報もあります。なお、観光客・イベント参加者等に関する個人情報（DM・案内送付先等）などを活用した施策は、着地型プロモーション業務委託の一環として実施することとしています。
15	企画提案書等作成要領 p8 ア企画提案書 「(a) 企画提案書（鑑）」及び「イ 見積書」については、原本に綴じ込むという認識で良いか。それとも企画提案書に綴じ込まずに別途提出する方が良いか。	別途提出としてください。
16	企画提案書等作成要領 p9 ア企画提案書 「A4版（縦横は問わない。）で作成すること。」とあるが、A3版を使用したうえで、A4版に折り込んで提出することは認められるか。	可能とします。

南島原市原城跡世界遺産センタープロモーション業務委託 プロポーザルにおける質問に対する回答票

NO	質問要旨	回答
17	(別紙1)仕様書 p22 3 業務の目的 関係者との連携について 世界遺産センターの運営は、物販施設がテナント、その他が市の直営と分かれるとのことだが、プロモーションの企画・実行にあたり、テナント事業者との協議や連携は、市が主導する形になるのか、あるいは受託事業者が直接行う形になるのか。	市が主導することになると考えていますが、細かな確認事項などは直接協議いただく場合もあります。また、協議の際、テナント事業者や案内業務の受託者に同席いただく場合もあると考えます。
18	(別紙1)4業務の内容(1)プロモーション等のための媒体等の制作 「媒体等やグッズの具体的な内容」は別途実施されるプロポーザルによる提案内容に基づき決定される、と記載があるが、本業務に企画やデザイン等は含まれず、制作＝「グッズの"発注"やポスター等の"印刷"」が業務範囲という理解で間違いはないか。	本業務に企画やデザイン等は含まれます。 質問No.1にも記載していますが、「 別途実施する 公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき」は「 本業務に係る 公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき」と読み替えてください。
19	(別紙1)仕様書 p22 4(1) プロモーションのための媒体等の制作 制作物の仕様・数量について 仕様書に記載されている媒体の制作数量例(チラシ10万部など)は、最低限の制作数量という認識でよろしいか。提案内容に応じて、効果的と思われる配布対象や数量を新たに見積もりに含めることは可能か。	仕様書に記載されている媒体の制作数量例(チラシ10万部など)は、 あくまでも例と解釈してください 。提案者が効果的と思われる配布対象や数量をご提案ください。
20	(別紙1)仕様書 p22 4(1) プロモーションのための媒体等の制作 ロゴマーク・キャラクター制作について「キャラクターデザイン、ロゴマークの制作」とあるが、既存の市のロゴやブランドイメージなど、デザインの方向性に関するガイドラインはあるか。また、「施設愛称(案)(公募を前提)の選定」とあるが、公募の実施・運営自体も本業務の範囲に含まれるか。	デザインの方向性に関するガイドラインはございません。 「施設愛称(案)(公募を前提)の選定」については、 実施する場合、公募の実施・運営自体も本業務の範囲に含まれます 。
21	(別紙1)仕様書 p23 4(2) ウェブサイトの開設 サイトコンテンツの企画やデザインは業務に含まれず、別途決定した内容に即してサイトを構築し公開するという理解で間違いはないか。	本業務に企画やデザイン等は含まれます。 質問No.1にも記載していますが、「 別途実施する 公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき」は「 本業務に係る 公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき」と読み替えてください。
22	(別紙1)仕様書 p23 4(2) ウェブサイトの開設 制作するウェブサイトの公開日に指定はあるか。	公開日に指定はありませんが、効果が十分に得られる時期までには公開したいと考えています。

南島原市原城跡世界遺産センタープロモーション業務委託 プロポーザルにおける質問に対する回答票

NO	質問要旨	回答
23	(別紙Ⅰ)仕様書 p23 4(2)ウェブサイトの開設 ウェブサイトの多言語化は、自動翻訳(例:Google翻訳APIなど)を利用する方針か。それとも、各言語の人工翻訳による静的ページを用意する形を想定されているか。	提案に基づき、利便性や費用対効果などをもとに審査いたします。
24	(別紙Ⅰ)仕様書 p23 4(2)ウェブサイトの開設 「市が運用しているアプリケーションや市が制作するVR等との連携等についても配慮するものとする」とあるが、現在、市が運用している具体的なアプリケーション名・内容は。また、これらとどのような連携(データ連携・リンク・コンテンツ共有など)を想定されているか。	アプリケーションは、商工観光課が所管する「南島原情報局」、VRは、文化財課が所管する原城VR(ストリートミュージアム)がありますが、内容等についてはストア等にてご確認ください。 連携に関しては、双方が活きるような連携ができればと考えていますが、具体的には未定です。 なお、原城VRについては、近々、バージョンアップのために別途業務委託として新規に発注することになっていますので内容や運用方法が大きく変更となる可能性があります。
25	(別紙Ⅰ)仕様書 p23 4(2)ウェブサイトの開設 既存システムとの連携について「市が運用しているアプリケーションや市が制作するVR等との連携」とあるが、連携を想定している具体的なアプリケーションやVRコンテンツの概要、また連携に必要な技術仕様(APIの有無など)について、開示いただける範囲で示していただきたい。	質問No.24をご参照ください。 本提案では技術仕様に左右されない連携に関する考え方などの提案を想定しています。
26	(別紙Ⅰ)仕様書 p23 4(2)ウェブサイトの開設 サーバー・ドメインについて ウェブサイトのサーバーやドメインは、市で指定のものを使用する必要があるか。それとも事業者側で準備し、契約期間終了後に市へ移管する形を想定されているか。また、契約期間中のサーバー維持管理費は本業務の委託料に含めて見積もるべきか。	ウェブサイトのサーバーやドメインは、市で指定のものはありません。事業者側で準備いただき、契約期間終了後に市へ移管する形を想定しています。 また、契約期間中のサーバー維持管理費は本業務の委託料に含みます。
27	(別紙Ⅰ)仕様書 p23 4(2)ウェブサイトの開設 サーバーの運用・管理体制についてはどのように考えているか。市が直接管理するのか、あるいは受託者側で代行管理を行う想定か。	提案に基づき、利便性や管理面、費用対効果などをもとに審査いたします。

南島原市原城跡世界遺産センタープロモーション業務委託 プロポーザルにおける質問に対する回答票

NO	質問要旨	回答
28	(別紙1)仕様書 p23 4(3) CM・PR用動画の企画制作及び放送 既存資料の提供について プロモーション媒体や動画の制作にあたり、市が保有している原城跡や南島原市内の観光資源に関する高解像度の写真、動画素材、ロゴデータ、過去の制作物などの提供は可能か。	市が保有している原城跡や南島原市内の観光資源に関する高解像度の写真、動画素材、ロゴデータ、過去の制作物などの提供は可能です。
29	(別紙1)仕様書 p24 4(5) 業務の目標設定及び効果の測定等 集客目標について 仕様書に来場者数の推移が示されているが、本プロモーション業務の実施にあたり、世界遺産センターの開業初年度の来場者数について、市として設定している具体的な目標値やベンチマークはあるか。	市として設定している目標値やベンチマークはありますが、確固たる根拠を示せるものがないため、本業務において改めて再検討したうえで設定したいと考えています。
30	(別紙1)仕様書 p25 6留意事項等 著作権の取り扱いについて 成果品の著作権は市に譲渡することが定められているが、CM等にタレントや音楽を使用した場合、利用期間や媒体が限定されることが一般的である。長期的な利用(二次利用を含む)を想定されている場合、タレント等の起用に関する市の意向(例:市民モデルの活用を推奨、など)はあるか。	CM等にタレントや音楽を使用した場合、利用期間や媒体が限定されることが一般的なことは承知しています。そうしたことも踏まえて、長期的な利用(二次利用を含む)ができる提案が望ましいと考えています。 なお、利用期間や媒体が制限されたとしても、十分に高い効果が期待できる場合には、タレント等の起用も想定されます。